

燕市地方就職支援金交付要綱

令和6年4月1日

告示第162号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う燕市移住・就業等支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から燕市に移住した者に対して、予算の範囲内において燕市地方就職支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領(令和6年3月27日付けしごと第1059号新潟県産業労働部しごと定住促進課長通知。以下「県実施要領」という。)及び燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の額)

第2条 支援金の額は、内定企業への就職活動に要した交通費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とし、1回に限る。ただし、内定企業から交通費の支給を受けた場合は、当該交通費を控除した額に対して補助率を乗じるものとする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、県実施要領に定める交付要件を満たす者とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市地方就職支援金交付申請書(様式第1号)に、就業先の内定証明書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市地方就職支援金交付決定通知書(様式第3号)又は燕市地方就職支援金不

交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び支援金の交付請求)

第6条 支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、燕市地方就職支援金実績報告書兼請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定又は支援金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が別表に掲げる要件に該当する場合であって、既に支援金の交付がなされているときは燕市地方就職支援金返還請求書(様式第7号)により支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして燕市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第8条関係)

全額の返還を求める場合	ア 虚偽の申請等をした場合 イ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 ウ 支援金の申請日から1年以内に燕市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に燕市に住民票がある場合を除く） エ 就業から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に新潟県内の別の企業に就業する場合を除く） オ 燕市への転入日から3年未満に燕市から転出した場合
半額の返還を求める場合	燕市への転入日から3年以上5年以内に燕市から転出した場合